

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	4 9	3 - 4	意匠権は、物品の形状、模様もしくは色彩 <u>または</u> これらの結合であって、	意匠権は、物品の形状、模様もしくは色彩 <u>もしくは</u> これらの結合、 <u>建築物の形状等または画像</u> であって、
2	1 3 7	2 5	「 ^{しはんき} 四半期報告書」 削除	「 ^{はんき} 半期報告書」
3	1 3 7	側注	 ^{しはんき} 四半期報告書 削除 適時かつ迅速な情報開示のため、事業年度を3か月ごとに区分し、各期間ごとに提出する義務のある報告書。	^{はんき} 半期報告書 適時かつ迅速な情報開示のため、事業年度が開始した日から6か月が経過したときに提出する義務のある報告書。
4	1 3 9	側注	 金融サービス提供法 正式には、「金融サービスの提供に関する法律」という。	金融サービス提供法 正式には、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」という。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	161	10-11	〔農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律〕	「日本農林規格等に関する法律」
6	164	5	不可決	不可欠
7	167	9	順守	遵守
8	177	表	業標準化法 工	産業標準化法

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
9	246	左段 8-9	意匠権[p.49]…物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、	意匠権[p.49]…物品の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合、建築物の形状等または画像であって、
10	247	右段 6-8	四半期報告書[p.137]…適時かつ迅速な情報開示のため、事業年度を3か月ごとに区分し、各期間ごとに提出する義務のある報告書。 削除	半期報告書[p.137]…適時かつ迅速な情報開示のため、事業年度が開始した日から6か月が経過したときに提出する義務のある報告書。
11	255	2段目	四半期報告書 …… 137, 247	(削除)
12	256	4段目	判決書…………… 207	半期報告書…………… 137, 247 判決書…………… 207